

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	医療行政／母子保健に係る各種調査
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニア政府の長期計画である Tanzania Vision2025 においては、全ての国民の生活水準を高める重要分野の一つとして保健分野が位置付けられており、妊産婦死亡率を 1999 年水準の 4 分の 3 に下げることが明示されている。また開発政策においては、2007 年国家保健政策 (National Health Policy 2007)、2021 年保健セクター戦略計画(2021-2026) (Health Sector Strategic Plan V。以下、「HSSP V」という。)、第三次 5 年開発計画 (Five Year Development Plan III。以下、「FYDP III」という。)(2021/22-2026/2027) においても、母子保健の課題は優先課題とされている。

特に母子保健分野においては、妊産婦死亡率 (10 万出生対で 2010 年 : 644、2017 年 : 524¹) と、包括的緊急産科・新生児ケア (Comprehensive Emergency Obstetric and Newborn Care。以下、「CEmONC」という。) サービスにおける保健医療人材の能力とインフラが不足しており、また上述の HSSP V では、都市における妊産婦死亡率の問題があげられている (都市 : 432、農村 : 336²)。

かかる状況下、全国を対象としつつ特に新設の州を対象とした、国単位での人材育成セン

¹ Trend in Maternal Mortality of Tanzania 2000-2017 (Estimates by WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group and the United Nations Population Division)

https://www.unfpa.org/sites/default/files/resource-pdf/Maternal_mortality_exec_summary.pdf

² HSSPV (P-12) (Source Tanzanian Demographic Survey 2015, IHI, and Other Studies)

ターと、州保健局（RHMT）、病院を含む州単位を中心とした救急産科体制の強化と、コミュニティレベルでのサービス提供体制の強化、コミュニティの医療保険制度であるコミュニティ保健基金（Community Health Fund）の強化につき 2019 年に協力要請が挙げられた。

2020 年に同要請が採択されたものの、先方政府の事情により採択通報については 2021 年 7 月に行われ期間が空いたことから、同年 8 月に実施した協議においては、保健・村落開発・ジェンダー・高齢者・児童省（以下、「MoHCDGEC」という。）から、要請形成時期と比較して地方州の状況も変わったとして、母子保健サービスについて対象地域を全国に広げつつ、国家全体での人材育成拠点の整備、州保健局、州病院（地域中核病院）を州内母子分野の拠点としての組織・人材強化、また州内一、二次医療施設の指導能力強化をすることを要請内容としたいとの意向が示された。

JICA は、本プロジェクトを二段階方式³にて立ち上げるべく、基本計画を策定するための調査を実施する。同調査では、終了した HSSP IV や第二次母子保健戦略（One Plan II）の成果・課題と、新 5 か年計画等を踏まえ、先方政府の優先度を確認しつつ、本プロジェクトにかかる協力枠組を合意することを目指す。

7. 業務の内容

業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員である JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、他の調査団員は日本より遠隔にて調査に参加する可能性がある。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 11 月上旬～2022 年 1 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、タンザニア側関係機関（C/P 機関等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ② タンザニア関係機関とのキックオフ会議（遠隔）に参加する。同会議にて、国内準備期間における遠隔インタビュー計画の説明等を行う。
- ③ ローカルコンサルタントとの業務分担を確認する。（※以下、「9. 見積書作成に係る留意点」参照）
- ④ 上記②のキックオフ会合での調査計画等について C/P と整理した後、質問票を適宜用いて、インタビュー及び情報収集を開始する。具体的には特に以下の項目について情報を収集する。

1) 保健医療全般及び母子保健分野にかかる各種情報

【過去政策の成果と課題の確認】

³ 「2段階方式」：段階的計画策定（二段階計画策定）とは、基本計画（通常開始前に実施する詳細計画策定調査のうち、主要な部分）のみを確定した段階（STEP1）で迅速に協力を開始し、協力開始後に詳細計画を策定（STEP2）し本格活動を開始する計画策定方式のことをいいます。

- 第四次保健セクター戦略計画（Health Sector Strategic Plan IV : HSSP IV）
- 第二次母子保健戦略（One Plan II）（2015-2020）
- “Report of the HSSP IV / One Plan II Mid-term Review”（2019年9月）

【最新の政策や計画内容の確認】

- 第五次保健セクター戦略計画（HSSP V）（2021-2025）
- 第三次母子保健戦略（One Plan III）（2021-2025）

【母子保健の関連指標に係る情報収集】

- “Demographic Survey 2015” 及び同年以降の母子関連指標
（州・県等別指標（出産数、妊産婦死亡率、死亡数の確認、死亡要因分析）、病院別情報（Tanzanian Maternal Death and Surveillance (MDSR) System 等）

【保健医療体制に係る情報収集】

- 州単位の医療施設、人員に関する情報
- ヘルスセンター、ディスペンサリー、コミュニティ・ヘルス・ワーカー（CHW）の数
- 物理的アクセスの課題
- 電話、SMS を活用した Health Center と CHW との連携状況
- 州病院・保健局の母子保健分野への取組及び課題（含むチーム医療体制）
- 母子保健分野の関係者への教育（卒前、特に実習）、研修（卒後）の体制及び課題
- リファレル（含むリファレルバック）に係る優先度・インパクト
- 国レベルから州レベルへの母子保健にかかるモニタリング・評価（以下 M&E）体制
- 州レベル（州病院・州保健局）からの州内一次・二次医療施設への M&E 体制及び実践
- ICT を用いた一次・二次医療施設から CHW、妊産婦への指導・アクセス改善のための取組
- 都市（ダルエスサラーム）周辺地域での母子保健サービス提供状況等

2) 主要タンザニア関係機関の体制（本案件の実施機関）

実施機関として、保健省治療局（Curative Services Department）、州病院、州保健局、国家医療研修センターが計画されているが、州保健局を所掌する地方自治省との関係・役割について、現在検討中の地方分権強化計画等も含めて確認する。

- 保健省治療局、One Plan III 所掌部門の構成人員・経験
- 地方自治省（POLALG）の母子保健に係る役割・機能の確認
- 保健省及び州病院・保健局の母子保健分野の人材育成体制、研修実施状況、人材の異動頻度等の確認
- 保健省及び州病院・保健局の一次・二次医療施設への指導（Monitoring & Evaluation）実施状況、一次・二次医療施設から CHW への支援実施状況

3) 他ドナーの協力内容の確認

- One Plan II における WHO、UNICEF、USAID、USCDC、WB の協力内容、好事例や課題
- One Plan III における WHO、UNICEF、UNFPA、USAID、USCDC、WB の協力方針・内容

- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ 対処方針会議(2022 年 1 月)等に参加する。
- ⑦ タンザニア関係機関との現地調査前の調整会合に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022 年 1 月中旬～2022 年 2 月上旬)

- ① JICA タンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア関係機関との協議に参加し、現地での調査計画等について確認する。
- ③ 質問票等を活用し、国内準備期間に収集できなかった情報・資料等を収集、分析し、必要に応じて先方政府及び関係機関等の関係者にインタビュー、現状を把握する。
- ④ 国内準備期間及び上記③で得られた結果を基に、調査結果 (和文) をまとめる。
- ⑤ JICA 関係者等と調査結果 (和文) を共有する。
- ⑥ 担当分野に係る基本合意文書 (R/D) 案 (英文)、PDM 案 (英文)、PO 案 (英文) の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 人間開発部及び JICA タンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022 年 2 月中旬～2022 年 3 月上旬)

- ① 案件概要表 (案) (和文) 作成に協力する。
- ② 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る基本計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022 年 3 月 1 日(火)までに提出。

担当分野に係る基本計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒タンザニア⇒ドバイ⇒日本を標準とします。COVID-19 禍で欠航、休航等多発していることから経由地等については、見積時点で現実的な航路で計上して下さい。
- (2) 一般業務費 2,003 千円
本件業務は以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。
 - ① 特殊庸人費（ローカルコンサルタント）（1,106 千円）
日本人の渡航制限がある地域も含まれるため、積極的にローカルコンサルタントの確保・活用を認め、備上も可能とします。
 - ② 車両関係費(含むローカルコンサルタント分) (565 千円)
 - ③ 通信運搬費（携帯電話、通話料、W I F I）(含むローカルコンサルタント分) (142 千円)
 - ④ 旅費・交通費（タンザニア国内航空券代）(含むローカルコンサルタント移動費)) (160 千円)
国内移動用航空券(含むローカルコンサルタント分)
ドドマ（行政首都） 2 往復
ムベヤ（南西辺境州） 2 往復
アルーシャ（国立医療人材研修センター） 2 往復
 - ⑤ 資料等作成費（30千円）
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 1 月中旬～2022 年 2 月上旬を予定しています。JICA の調査団員は日本より遠隔にて調査に参加する可能性があります。仮に JICA 調査団員が出張する場合には、本業務従事者よりも少し遅れて現地入りする想定です。なお現時点でタンザニア入国時の隔離は不要です。
 - ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 医療行政／母子保健 (本コンサルタント)
- エ) ローカルコンサルタント (本契約内での確保)

※JICA 本部からの現地調査同行ができない場合も想定し、積算・便宜供与に関する記載をしています。

③ 便宜供与内容

JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：なし
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：
運転手付き車両の借上げについては、本契約内で業務従事者が支払を行うことを想定しています。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：事務所、ローカルコンサルタントと最終調整ください。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ HSSP IV (2015-2020)

(http://www.tzdpg.or.tz/fileadmin/documents/dpg_internal/dpg_working_groups_clusters/cluster_2/health/Key_Sector_Documents/Induction_Pack/Final_HSSP_IV_Vs1.0_260815.pdf)

- ・ HSSP V (2021-2015)

(http://www.tzdpg.or.tz/fileadmin/documents/dpg_internal/dpg_working_groups_clusters/cluster_2/health/DPG_H_Meeting_Documents_2019/Presentation_HSSP_V_formulation_process__1_.pdf)

- ・ One Plan II (2015-2020)

(<https://scorecard.prb.org/wp-content/uploads/2018/05/National-Road-Map-Strategic-Plan-to-Accelerate-Reduction-of-Maternal-Newborn-and-Child-Deaths-in-Tanzania-2016-2020-One-Plan-II.pdf>)

- ・ One Plan III (2021-2025)

本公示段階でタンザニア政府側でWEB公開等の最終化が終了していないため、JICA側での公開、配布はいたしません

- ・ REPORT OF THE HSSP IV/ ONE PLAN II MID-TERM REVIEW (2016-2020)Mid-term Review
(http://www.tzdp.org.tz/fileadmin/documents/dpg_internal/dpg_working_groups_clusters/cluster_2/health/JAHSR_2019/MTR_HSSP_IV_Quantitative_RMNCAH_Report.pdf)
- ・ Maternal Death Surveillance and Response in Tanzania
(https://www.researchgate.net/publication/345929523_Maternal_Death_Surveillance_and_Response_in_Tanzania_Comprehensiveness_of_Maternal_Deaths_Narrative_Summaries_and_Action_Points_from_Death_Reviews)

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れ

る体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上